



2009年5月15日

各位

会社名 新日鉱ホールディングス株式会社
 代表者名 代表取締役社長 高萩光紀
 コード番号 5016 東証一部・大証一部・名証一部
 問合せ先 取締役 総務グループ総務担当 八牧暢行
 電話 03-5573-5129

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、定款の一部変更について、本年6月25日開催予定の当社第7回定時株主総会に下記のとおり提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉に移行し、いわゆる株券電子化が実施されました。

これに伴い、当社定款について以下の変更を行うものであります。

- ① 現行定款第7条（株券の発行）については、決済合理化法附則第6条第1項により廃止したものとみなされておりますので、これを確率的に削除し、後続の条数をそれぞれ繰り上げるものであります。
- ② 株券電子化に伴い不要となった株券、実質株主および実質株主名簿に関する定款の定めを削除するものであります。
- ③ 株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを備え置かなければならないことから、所要の規定を附則に設けるものであります。

2 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分）

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p><u>（株券の発行）</u> 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> | <p>（削除）</p> |
| <p>（単元株式数、単元未満株式の売渡請求等） 第8条 当社の単元株式数は、500株とする。</p> | <p>（単元株式数、単元未満株式の売渡請求） 第7条（現行どおり）</p> |
| <p>2 当社は、前条の規定にかかわらず、<u>単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> | <p>（削除）</p> |
| <p>3 当社の株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</p> | <p>2 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 株券の種類並びに株主の権利行使、株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料については取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第11条～第41条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成及び備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 株主の権利行使、株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料については取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第10条～第40条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>第2条 前条及び本条の規定は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもってこれを削除する。</p> |

3 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月25日(木曜日)(予定)
定款変更の効力発生日 平成21年6月25日(木曜日)(予定)

以上